

<報道発表資料>

令和5年4月13日

「春の全国交通安全運動」が5月11日からスタート ～自転車乗用時のヘルメット着用促進 横断歩道における歩行者優先の徹底～

(同時発表： 県警記者クラブ)

「春の全国交通安全運動」が5月11日から20日までの10日間、全国で実施されます。

県内における交通事故死者数は4月11日現在26人と前年比8人減少しているものの、依然として全国ワースト7位です。

昨年の自転車乗用中の交通事故死者のうち、約7割の人が頭部に致命傷を負っています。

さらに、改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者を対象に乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったことから、「自転車乗用時のヘルメット着用促進」を県の重点項目とし、ヘルメット着用の重要性、必要性等について周知を図ります。

また、交通死亡事故のうち歩行者の占める割合が高いことから、歩行者優先のルールを更に徹底するため、「横断歩道における歩行者優先の徹底」を県の重点項目とし、運動を実施します。

1 実施期間

令和5年5月11日（木）から5月20日（土）までの10日間

2 運動重点

(1) 埼玉県重点

- ア 自転車乗用時のヘルメット着用促進
- イ 横断歩道における歩行者優先の徹底

(2) 全国重点

- ア こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- イ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ウ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

3 統一行動日

5月20日(土) 交通事故死ゼロを目指す日

※統一行動日とは、関係機関・関係団体が連携を図り、一斉に交通事故防止の啓発に努める日のことです。